

斜里町立小学校適正配置計画

I	計画策定までの経過	1
	1. 学校適正規模配置検討の背景	
	2. 「学校適正規模検討委員会」の設置目的等	
	3. 「学校適正規模検討委員会」等の開催経過	
	4. 教育委員会議での審議等経過（平成 21 年度）	
II	斜里町立小学校適正配置計画	3
	1. 計画策定の目的	3
	2. 学校統合の必要性	3
	3. 統合検討の対象とする学校	4
	4. 斜里町として望ましい適正規模、配置	4
	5. 統合、閉校の具体的な進め方	5
	6. 新たな 2 小学校の課題	5
	7. 校下地域等との継続的な検討課題	6
	8. 当面の日程（平成 21 年度内）	6
資料 1	斜里町立学校適正規模検討委員会設置要綱	7
資料 2	斜里町立学校適正規模検討委員会委員名簿	8
資料 3	斜里町児童数推計（住民基本台帳による）	9
資料 4	東西地区 2 小学校の将来児童数予測	10
資料 5	学級編成等基準（一部）	11

平成 21 年 10 月
斜 里 町 教 育 委 員 会

I 計画策定までの経過

1. 学校適正規模配置検討の背景

- 1) 「第5次斜里町総合計画」(平成18～25)
 - ・「小学校の再編統合～児童数の減少に伴う学校教育等への影響を考慮し、小学校を適正規模に再編統合をはかります」。(※「第4次総合計画」には記載なし)
- 2) 「第4次斜里町行政改革推進計画」(平成21～25)
 - ・「小学校の再編～将来の児童数、学校規模の状況を踏まえ、小学校の適正規模の再編統合を進めます」。
 - ・答申書の付帯意見
「小学校の再編は、『経営の視点に立った行財政運営』の項目に入っているが、財政的な見地のみならず、教育環境の充実を十分配慮して取り組むべきである」。
- 3) 「斜里町教育執行方針」(平成20、21)
 - ・『第5次斜里町総合計画』に基づき、小学校を適正規模に再編統合をはかるための『学校統合・再編実施計画』を策定するため、学校適正規模検討委員会を設置します」。
- 4) 「斜里町立学校適正規模検討委員会設置要綱」(平成21年2月17日制定)
 - ・斜里町のよりよい教育環境の整備、充実を図るため、検討委員会を設置する。
 - ・「要綱」は、[資料1](#) (7ページ) のとおり

2. 「学校適正規模検討委員会」の設置目的等

- 1) 設置目的：より良い教育環境の整備、充実を図るため設置する(要綱第1条)
- 2) 役割：学校の適正規模、配置、その他の事項について検討し、その基本的な考えと具体的な方策を教育委員会に提言する(要綱第2条)
- 3) 検討委員：委員会は、30人の委員をもって組織し、教育委員会が委嘱する(町内小中学校の校長10名、PTA会長10名、代表自治会長10名)(要綱第3条)
- 4) 「委員名簿」は、[資料2](#) (8ページ) のとおり

3. 「学校適正規模検討委員会」等の開催経過

1) 開催実績

回数	開催日時	開催場所	参加委員	備考
第1回	2月19日(木)19:00～	ゆめホール会議室	18名	代表自治会長含まず
第2回	4月13日(月)19:00～	役場2階会議室	28名	
第3回	6月1日(月)19:00～	役場2階会議室	27名	
第4回	7月13日(月)19:00～	役場2階会議室	25名	
部会長会議	8月26日(水)10:00～	役場教育長室	2名	
第5回	9月2日(水)19:00～	役場2階会議室	27名	

2) 主な検討結果

- 第1回(2月19日)

- ・検討委員会の設置目的、検討内容、今後のスケジュールなどを説明した。
- ・PTA部会長に、斜里中PTAの長谷川宏文会長を、学校部会長に斜里中の幾島広樹校長を選出した。
- ・検討資料（学校規模によるメリット、デメリット、児童数将来推計等）の学習、計画策定のスケジュールの確認、意見交換等を行った。

■第2回（4月13日）

- ・自治会部会長に、文光中央自治会の今内靖晃会長を選出した。
- ・委員会全体の会長に、斜里中PTAの長谷川宏文会長を、副会長に、斜里中の幾島広樹校長と文光中央自治会の今内靖晃会長を選出した。
- ・各小学校における人数規模等の課題を、学校、PTA、地域それぞれの立場から意見交換した。
- ・教育委員会から、※検討のための「たたき台」を説明し、第3回までに（可能な限り）各学校、地域で協議してくることとした。

※検討のための「たたき台」～ウトロ小学校を除く町内の小学校を、①斜里小学校1校に統合する、または②斜里小学校と朝日小学校の2校に統合する。

■第3回（6月1日）

- ・第2回目以降の各学校での話し合いの結果報告を受け、次の点を検討委員会の意見として全体確認した。
 - ①町内の小学校は、全町的に統合に向けて進めることとする。
 - ②上の確認を受け、「早急に統合したい」という学校（PTA、自治会）の要望は、最優先する。
 - ③以上を踏まえた統合に関するさらなる具体案を、次回は教育委員会から示してもらい、その内容を協議する。

■第4回（7月13日）

- ・教育委員会の原案を検討し、意見交換を行い、次の点を検討委員会の意見として全体確認した。
 - ①町内の小学校は、ウトロ小学校を除き、西部地区（斜里小学校）と東部地区（朝日小学校）の2校に統合する。
 - ②閉校の協議開始は、校下地域から教育委員会に協議要請があったとき、または「児童数が15人以下（3学級で教員数4名）」が連続的に発生、または発生が確実になると教育委員会が判断したときをめどとする。
 - ③閉校に付随する課題（スクールバス運行、地域保育所、校舎施設の跡利用等）については、継続して校下地域と協議を続ける。
 - ④以上の検討結果を、正副会長（部会長）3名で提言最終案として整理し、第5回検討委員会で全体確認する。

■部会長会議（8月26日）

- ・第1～4回までの検討委員会の協議結果を整理し、提言最終案を作成した。

■第5回（9月2日）

- ・提言最終案を検討協議し、若干の文言整理をして、最終決定した。

4. 教育委員会議での審議等経過（平成21年度）

- 1) 4月27日 第1.2回検討委員会の結果報告、協議。三井小学校の統合について協議。
- 2) 5月27日 経過報告。
- 3) 6月19日 第3回検討委員会の結果報告。三井小学校の統合について協議。
- 4) 7月31日 第4回検討委員会の結果報告。
- 5) 8月26日 経過報告。今後の審議方法について協議。
- 6) 9月3日 検討委員会から「計画（提言）」を受領。
- 7) 9月7日 「計画（提言）」内容について審議。
- 8) 9月30日 「提言」を「計画」とする内容協議、及び今後の進め方について確認。
- 9) 10月30日 「計画（案）」の審議、議決。

II 斜里町立小学校適正配置計画

1. 計画策定の目的

過疎化及び少子化が進む中で、斜里町内の小学校に学ぶ児童が、高い理念と効果的な教育内容を享受できることをめざすため、町内小学校の適正な規模及び配置を計画する。

2. 学校統合の必要性

- 1) 小規模校は、一般的なメリットとして、①一人一人に応じた指導が可能で、②児童の交流や教職員の協力形成が比較的容易であり、③地域と学校との連携が深いこと等があげられ、一方デメリットとしては、①児童の序列の恒常化や役割の固定化が起きやすい、②少人数ゆえに不可能な活動や行事があること、③教職員の分掌業務が広範にわたり、一人一人の負担が大きいこと等とされ、斜里町でも同様のことがいえる。
- 2) 大規模校では、一般的なメリットとして、①多くの児童の存在によって、人間性や社会性の育成に有効である、②様々な教育場面において、児童相互が切磋琢磨する中での成長が期待できる、③多くの教職員による指導体制の充実等があげられ、一方デメリットとしては、①一人一人の児童の特性や状況把握に困難な場合がある、②児童の諸活動での参加機会が希薄になりやすい、③教職員の共通理解形成等に困難な場合がある等とされ、これも斜里町で同様のことがいえる。
- 3) 小規模校及び大規模校のそれぞれのメリット及びデメリットを、上記の1)及び2)により総合的に判断した結果、小規模校は、児童、教職員、保護者、地域住民が、よりよい教育に向けて努力を積み重ねて、素晴らしい成果を上げていることも承知し、さらには、各校下地域の「学校は、教育及び地域振興の中心施設として、残せるものなら何とか残したい」という感情も十分に理解しながら、最終的には、少子高齢化や過疎化、並びに交通手段の向上等の時代の大きな流れも考慮して、斜里町の小学校教育の一層の充実のためには、斜里町の小学校は統合に向けて進むべきであると判断した。

3. 統合検討の対象とする学校

- 1) 町内9つの小学校のうち、ウトロ小学校については、距離及び通学時間（40km・片道約1時間）の地理的条件から、この検討の対象外とし、残る8つの小学校（斜里、朝日、大栄、川上、以久科、朱田、峰浜、三井）を検討の対象とする。
- 2) 但し三井小学校は、教育委員会が校下地域からの要請を受け、本計画との整合性を確認し、平成22年3月に向けて閉校準備が進められる。
- 3) 斜里町の今後6年間の児童数推計（住民基本台帳による）は、**資料3**（9ページ）のとおりである。

4. 斜里町として望ましい適正規模、配置

- 1) 「過小規模校」、「小規模校」、「大規模校」のメリット、デメリット等を協議したが、国が標準とする適正規模（本ページ下段の表・上行）は、現時点においては、基本的に全国的な適正規模であると判断することに異論はない。
- 2) しかし、斜里町において、次の理由により、「斜里町として望ましい規模」（本ページ下段の表・下行）を設定し、対象8小学校を「斜里小学校（西部地区）」と「朝日小学校（東部地区）」の2小学校に統合することとする。
 - ア. 市街地2校を除く郡部6小学校校区は、合計16の自治会で構成され、それぞれの自治会や地域は、地理的にも歴史的にも多様性をもっている。

また国の小学校の設置基準は、公民館（分館）の設置基準と同一とされ、中学校校区と比較して、より小規模な地域に設置するものとされている。

これらの点からも、現在の8小学校を統合して、将来的には「1つの中学校に対して、2つの小学校を配置する」とすることは妥当であると判断する。
 - イ. 東部地区の朝日小学校の、設立経過、開設目的、さらには斜里町市街地のまちづくり等の観点からみて、市街地東西地区双方に2小学校を配置することは、決定的な教育的支障が出現しない限りにおいて、「斜里町として望ましい規模及び適正配置」になるものと判断する。
 - ウ. 東部地区小学校を存続させるにあたって唯一デメリットと考えられる点は、「学年1学級（40人未満）」編成であるために、「学校内でクラス替えがないことによる人間関係の固定化」であるが、上記の「ア」及び「イ」の2点から総合的に考えると、斜里町内の東西両地区に小学校が存続するメリットは大きいと判断する。

【適正規模の範囲】

適正規模の範囲	1学級	1学年	1学校
国が標準とするもの	40人	2～3学級	12～18学級
斜里町として望ましい規模	20人以上40人	1～3学級	6～18学級

※国の標準は「これからの学校施設づくり」（昭和59年文部省助成課）他による

- 3) 東西地区2小学校の将来的な児童数予測は、**資料4**（10ページ）のとおりである。

- ・将来児童数予測は、「第5次斜里町総合計画」と同じく、国立社会保障・人口問題研究所発表値を根拠として推計した。

5. 統合、閉校の具体的な進め方

- 1) 斜里町内のウトロ小学校を除く8つの小学校は、下表により「斜里小学校」（西部地区）と「朝日小学校」（東部地区）に統合する。

統合先（地区）	構成小学校
斜里小学校(西部地区)	斜里小学校・川上小学校・大栄小学校
朝日小学校(東部地区)	朝日小学校・峰浜小学校・朱円小学校・以久科小学校・三井小学校

- 2) 前ページ上段3・2)にも記載しているが、三井小学校は、教育委員会が校下地域からの要請を受け、本計画との整合性を確認し、平成22年3月に向けて閉校準備が進められる。
- 3) その他の郡部5小学校（川上、大栄、峰浜、朱円、以久科）の現時点の児童数の規模はすべて、前ページ下段表の「斜里町として望ましい規模」である「学級（学年）20人以上×6学年」に満たないものであるため、本計画では5小学校とも統合の対象とする。具体的には、次の手順により、今後の協議等を進めることとする。
 - 大栄小学校及び東部3校（以久科小、朱円小、峰浜小）の閉校協議は、次の状況に該当したとき、またはそれ以前であっても校下地域から協議要請があったときに、開始するものとする。
 - ➔児童数が「15人以下」の「3学級4定員」の状況（資料5]11ページ・中段の表参照）が連続的に発生、または連続的に発生することが確実にとなると教育委員会が判断したとき。
 - 川上小学校の閉校協議は、大栄小及び東部3郡部校の統合状況と関連しながら、教育委員会から、または校下地域からの協議要請があったときに、開始するものとする。
- 4) 教育委員会は従来どおり、各校の閉校準備や手順等に関して、できる限り資料や情報を提供し、その作業等の側面的、財政的支援を行うものとする。

6. 新たな2小学校の課題

- 1) 町内の小学校がウトロ小学校を除いて2校に集約されるにあたり、新たな課題となることは、これまで述べてきたように①一人一人の児童の特性や状況把握が困難になること、②児童の諸活動の参加機会や相互交流が希薄になること、③教職員の共通理解形成等が困難になること、④校下の地域自治会と学校との連携が弱まり、地域自治会の活動力も低下すること等である。
- 2) このうち、①～③の課題解決については、主に校長を中心とする教職員の努力に期待すべきものであるが、④の学校と地域自治会の連携維持や地域自治会の活動力維持については、学校、地域自治会、そして町行政の3者がそれぞれの役割において、新たな関係を築いていくことが必要となる。
- 3) 具体的には、閉校となる各学校と校下地域自治会がこれまで協働して行ってきた、特色ある学校教育活動や社会的な諸活動等（高齢者と児童との交流授業、地域住民の授業指導、各学校独自の自然学習、健康学習、リコーダ演奏活動、スケート、陸上、自然愛護少年団等の活動、ふるさと留学受入れ事業等）についての、存続と役割分担の再整理である。
 - つまり、上記の活動の内、①新たな学校に引き継げるもの、②それぞれの地域に残すもの、

そして③残念ながら中止、消滅させなければならないもの等に整理し、それぞれの役割分担をしていく必要がある。

- 4) 新たな2小学校の理念や教育目標の設定については、今後統合状況に合わせながら、町の教育目標や生涯学習推進計画等に基づいて、各学校が校下地域との連携のもとに検討していくべきものであるため、ここでは触れないこととする。

7. 校下地域等との継続的な検討課題

- 1) 登下校の交通機関に関すること（路線バスが現状通りの運行と仮定する）
 - ・現在のスクールバス関連対応は継続する。（網走線知床線臨時バス含む）
 - ・小学校独自便等の対応も継続する。（網走線、知床線は新設の検討が必要）
 - ・学校の統合状況によって、スクールバス（現3路線）の効率的再編成を検討する。
 - ・交通機関の安全性及び利便性の確保に十分留意する。
- 2) 地域保育所の統廃合に関すること
 - ・地域保育所の存続は、基本的には学校の存続（閉校）と連動して整理する。
 - ・但し、すべて一律ではなく、状況を見ながら整理する。詳細は本計画の内容と連動して検討を進める。
- 3) 放課後学童保育（仲よしクラブ）に関すること
 - ・市街地内2カ所（朝日小学校内、斜里町児童館）の利用は、引き続き可能とする。
 - ・中斜里地区の学童保育の継続設置は、今後の課題とする。
- 4) 校舎施設等の跡利用に関すること
 - ・現時点で町及び教育委員会原案はないが、全町レベルでアイデアを出して有効利用を検討する。
 - ・各地域の意見も参考にする。
- 5) 最終的に西部及び東部小学校の2校に統合される過程で発生する課題に関すること
- 6) 統合によって発生することが危惧される「大規模校のデメリット」（3ページ・2-2）に記載の内容の継続的な検討に関すること
- 7) 閉校になった地域自治会に対する町からの再支援に関すること（自治会活動、公民館分館活動等の再活性策支援等）

8. 当面の日程（平成21年度内）

- ・11月～ 統合対象5小学校の校下住民に対する説明会
- ・12月 町議会：「斜里町学校設置条例」改正（三井小学校分）
町教育委員会：「斜里町立学校通学規則」改正（三井小学校分）
- ・3月 三井小学校閉校

資料 1

斜里町立学校適正規模検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 斜里町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）のより良い教育環境の整備、充実を図るため斜里町立学校適正規模検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、その基本的な考え方とそれに基づく具体的な方策を教育委員会に提言する。

- (1) 学校の適正規模に関すること
- (2) 学校の適正配置に関すること
- (3) その他学校教育推進のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、30人の委員をもって組織し、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 斜里町立小中学校長 10人
- (2) 斜里町立小中学校PTA会長 10人
- (3) 学校通学区域内代表自治会長 10人

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する提言を行った日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(部会)

第5条 委員会には、部会を設けることができる。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に、委員の互選によって会長、副会長、及び部会長を置く。

- 2 会長は委員会を代表するとともに、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときには、その職務を代理する。
- 4 部会長は部会を代表するとともに、部会の会務を総理する。

(会議)

第7条 全体委員会議及び部会の会議（以下「会議」という）は、会長または部会長が招集し、招集者が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決定するところによる。
- 4 会長等は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め意見を聞くことができる。
- 5 委員会の決議事項は、全体委員会議で決するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、会長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成21年2月17日から施行する。

資料 2

斜里町立学校適正規模検討委員会委員名簿

平成 21 年 4 月現在

学校名	職 名	氏 名	住 所	備 考
斜 里 小学校	校 長	村田 邦彦		
	P T A 会 長	渡部 高森	文光町 25	
	代表自治会長(文光中央)	今内 靖晃	文光町 27	副会長・部会長 (自治連副会長)
朝 日 小学校	校 長	高藤 和明		
	P T A 会 長	大内田考行	光陽町 11	
	代表自治会長(朝日町第三)	今 正昭	朝日町 44	(自治連会長)
以久科 小学校	校 長	池上 正孝		
	P T A 会 長	菅原 政浩	豊倉 114	
	代表自治会長(以久科南)	公平 勝信	以久科南 155	
朱 円 小学校	校 長	鈴木 寿弘		
	P T A 会 長	菊池 貴広	朱円	
	代表自治会長(朱 円)	菱川 正治	以久科北 35	
川 上 小学校	校 長	重井 睦		
	P T A 会 長	竹内 雅志	川上	
	代表自治会長(川 上)	黒宮 定雄	川上 141	
峰 浜 小学校	校 長	橋本 勝見		
	P T A 会 長	江上 和浩	峰浜	
	代表自治会長(峰 浜)	藤盛 幹男	峰浜	
ウトロ 小中学校	校 長	室井 祐司		
	P T A 会 長	横内 正元	ウトロ東 12	
	代表自治会長(ウ ト ロ)	今井 文雄	ウトロ香川 240	代理：金浜義博 ウトロ香川 99
三 井 小学校	校 長	野村 克仁		
	P T A 会 長	大西 隆司	三井	
	代表自治会長(三 井)	高橋喜久雄	三井	
大 栄 小学校	校 長	三浦 裕幸		
	P T A 会 長	太齋 吉和	大栄	
	代表自治会長(大 栄)	佐々木孝男	大栄	
斜 里 中学校	校 長	幾島 広樹		副会長・部会長
	P T A 会 長	長谷川宏文	本町 38	会 長・部会長
	代表自治会長(豊 倉 西)	藤田 忠	青葉町 24	(自治連副会長)

資料 3

斜里町児童数推計 (住民基本台帳による)

(平成21年7月現在)

学校名	区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
斜里小学校	6学年	45	41	42	46	25	41	41
	5学年	41	42	46	25	41	41	46
	4学年	42	46	25	41	41	46	35
	3学年	46	25	41	41	46	35	49
	2学年	25	41	41	46	35	49	39
	1学年	41	41	46	35	49	39	43
	児童数合計	240	236	241	234	237	251	253
川上小学校	6学年	6	10	7	14	6	9	14
	5学年	10	7	14	6	9	14	14
	4学年	7	14	6	9	14	14	8
	3学年	14	6	9	14	14	8	13
	2学年	6	9	14	14	8	13	10
	1学年	9	14	14	8	13	10	11
	児童数合計	52	60	64	65	64	68	70
大栄小学校	6学年	4	2	3	0	2	0	0
	5学年	2	3	0	2	0	0	1
	4学年	3	0	2	0	0	1	0
	3学年	0	2	0	0	1	0	1
	2学年	2	0	0	1	0	1	0
	1学年	0	0	1	0	1	0	2
	児童数合計	11	7	6	3	4	2	4
朝日小学校	6学年	36	39	37	34	27	32	23
	5学年	39	37	34	27	32	23	27
	4学年	37	34	27	32	23	27	31
	3学年	34	27	32	23	27	31	19
	2学年	27	32	23	27	31	19	23
	1学年	32	23	27	31	19	23	19
	児童数合計	205	192	180	174	159	155	142
以久科小学校	6学年	3	1	3	5	6	3	4
	5学年	1	3	5	6	3	4	6
	4学年	3	5	6	3	4	6	6
	3学年	5	6	3	4	6	6	5
	2学年	6	3	4	6	6	5	0
	1学年	3	4	6	6	5	0	6
	児童数合計	21	22	27	30	30	24	27
朱円小学校	6学年	2	4	2	4	0	5	3
	5学年	4	2	4	0	5	3	1
	4学年	2	4	0	5	3	1	4
	3学年	4	0	5	3	1	4	1
	2学年	0	5	3	1	4	1	3
	1学年	5	3	1	4	1	3	3
	児童数合計	17	18	15	17	14	17	15
峰浜小学校	6学年	4	2	3	1	5	0	1
	5学年	2	3	1	5	0	1	4
	4学年	3	1	5	0	1	4	1
	3学年	1	5	0	1	4	1	1
	2学年	5	0	1	4	1	1	0
	1学年	0	1	4	1	1	0	1
	児童数合計	15	12	14	12	12	7	8
三井小学校	6学年	1	3	0	1	0	0	0
	5学年	3	0	1	0	0	0	4
	4学年	0	1	0	0	0	4	1
	3学年	1	0	0	0	4	1	1
	2学年	0	0	0	4	1	1	1
	1学年	0	0	4	1	1	1	1
	児童数合計	5	4	5	6	6	7	8
全町合計 (ウトロ小除く)	6学年	101	102	97	105	71	90	86
	5学年	102	97	105	71	90	86	103
	4学年	97	105	71	90	86	103	86
	3学年	105	71	90	86	103	86	90
	2学年	71	90	86	103	86	90	76
	1学年	90	86	103	86	90	76	86
	児童数合計	566	551	552	541	526	531	527
【参考】 ウトロ小学校	6学年	11	6	3	7	14	8	6
	5学年	6	3	7	14	8	6	10
	4学年	3	7	14	8	6	10	10
	3学年	7	14	8	6	10	10	10
	2学年	14	8	6	10	10	10	12
	1学年	8	6	10	10	10	12	22
	児童数合計	49	44	48	55	58	56	70

資料 4

東西地区 2 小学校の将来児童数予測

学校	区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H32	H37	H42
西部地区 (斜里、川上、大栄)	6 学年	55	53	52	60	33	50	55	・国立社会保障・人口問題研究所発表の年齢階級別 数値から推計 (下段ウトロ小も同じ) ・「西部：東部」の割合は 「60：40」で計算		
	5 学年	53	52	60	33	50	55	61			
	4 学年	52	60	33	50	55	61	43			
	3 学年	60	33	50	55	61	43	63			
	2 学年	33	50	55	61	43	63	49			
	1 学年	50	55	61	43	63	49	56			
	合計	303	303	311	302	305	321	327	266	227	199
東部地区 (朝日、以久科、朱円、峰浜、三井)	6 学年	46	49	45	45	38	40	31	同上		
	5 学年	49	45	45	38	40	31	42			
	4 学年	45	45	38	40	31	42	43			
	3 学年	45	38	40	31	42	43	27			
	2 学年	38	40	31	42	43	27	27			
	1 学年	40	31	42	43	27	27	30			
	合計	263	248	241	239	221	210	200	177	152	133
合計 (ウトロ小 除く)	6 学年	101	102	97	105	71	90	86	同上		
	5 学年	102	97	105	71	90	86	103			
	4 学年	97	105	71	90	86	103	86			
	3 学年	105	71	90	86	103	86	90			
	2 学年	71	90	86	103	86	90	76			
	1 学年	90	86	103	86	90	76	86			
	合計	566	551	552	541	526	531	527	443	379	332
(参考) ウトロ小学校		49	44	48	55	58	56	70	59	50	44
斜里町総人口推計			12,756					12,060	11,292	10,488	9,665

※平成 22 年度以降の斜里町総人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所発表値による

資料 5

学級編成等基準（一部） （北海道教育委員会制定・小学校関係分）

■学級編成

単式学級	同一学年 40 人ごとに 1 学級を編成
複式学級	隣の学年と合わせ 16 人までのときは 1 学級を編成 (1 年生を含むときは 8 人とする)

■校長及び教員配置（単置校・普通学級分）

学級数	1	2	3		4	5	6		7	8	9	10	11	12
			15人以下	16人以上			100人以下	100人以上						
校長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
教頭	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
教員	1	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
合計	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15

↑3学級4定員（教頭もクラス担任となる）

■養護教員・事務職員

養護教員	「4 学級以上」または「3 学級で児童数が 11 人以上」の学校に 1 人
事務職員	「4 学級から 26 学級」または「3 学級で児童数が 15 人以上」の学校に 1 人